

## 北区魅力発信事業 業務委託仕様書（案）

### 1. 業務名

北区魅力発信事業 業務委託

### 2. 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

### 3. 業務の目的及び概要

#### 3-1 業務目的

本業務は、市民や北区を訪れる人が、北区の魅力を知り感じることで、北区への興味、親しみ、愛着を醸成し、活力あるまちづくりにつなげることを目的として実施するものである。

#### 3-2 業務概要

本業務は、以下の2つの業務で構成する。受託者はこれらを総合的に企画し、北区公式HPおよび北区公式Instagramで効果的に発信できるコンテンツを制作する。

- (1) 北区の魅力スポットの選定及び写真の収集、解説文・紹介スライド・動画の制作
- (2) 上記(1)に係る撮影許可取得、出演者調整、関係機関との調整、報告書作成等の付帯業務

### 4. 委託業務の内容

#### 4-1 企画・構成

- (1) 本仕様書に記載する業務目的・概要を踏まえ、北区の魅力スポットの選定及び写真の収集、解説文・紹介スライド・動画の制作について、企画構成案を提案する。
- (2) 北区の魅力スポットの選定及び動画制作のテーマ設定、撮影計画、出演者構成、編集方針等を含む実施計画書を策定する。

#### 4-2 北区の魅力スポットの選定及び写真・解説文・動画の制作

##### (1) 業務内容

- ①北区の魅力スポットを50箇所以上選定する。
- ②各魅力スポットの素材写真の収集（撮影も含む）・解説文の制作を行う。
- ③収集した写真と解説文を組み合わせ、各魅力スポットの紹介スライドを作成する。
- ④北区の魅力スポットについて、市公式YouTube用動画（以下「YouTube用動画」という）を制作する。
- ⑤北区の魅力スポットについて、北区公式Instagram用リール動画（以下「Instagram用動画」という）を制作する。

##### (2) 北区の魅力スポットの選定

- ①対象地域は岡山市北区内で、対象分野は、「歴史・文化」、「自然・景観」とする。
- ②選定にあたっては、以下の基準を参考とする。
  - ・知名度は高くないが魅力がある。
  - ・写真映えする景観がある。
  - ・歴史的・文化的価値がある。
- ③魅力スポットの選定にあたっては、岡山市北区公式HPに掲載している「隠れた名所発見マップ※」を選定してよいものとする。ただし、同マップに掲載されているスポットを選定する場合は、全体の

選定数（50箇所以上）のうち25箇所以内とする。また、素材写真は新たに収集（撮影も含む）し、解説文は仕様にあわせて見直すこと。

※ [https://www.city.okayama.jp/kitaku/cmsfiles/contents/0000023/23360/nyuko20200303okayama\\_kitaku01\\_k.pdf](https://www.city.okayama.jp/kitaku/cmsfiles/contents/0000023/23360/nyuko20200303okayama_kitaku01_k.pdf)

- ④北区内の市街地、郊外、御津、建部、一宮、津高、高松、吉備、足守の各地域において、少なくとも3箇所の魅力スポットを選定すること。ただし地域ごとの魅力スポット数は均等である必要はない。

### （3）動画の制作

#### ①YouTube用動画の制作

以下の①～③の撮影地域で再生時間3分程度のを各1本制作、1本あたりの撮影箇所は①～③につき各地域の魅力スポット3箇所とする。動画の視聴者が行ってみたい体験してみたいと思うような内容とするため、人物が実際に魅力スポットを訪れ、体験する様子を撮影することを必須とする。なお、動画で取り上げる魅力スポットは、原則として受託者が選定した50箇所の魅力スポットの中から選ぶものとする。

- ①津高・一宮・吉備地区（香和・中山・吉備の中学校区）
- ②市街地（岡山中央・桑田・岡輝の中学校区）
- ③郊外（石井・京山・御南・岡北の中学校区）

#### ②Instagram用動画の制作

Instagram用動画で取り上げる魅力スポットは、YouTube用動画①～③で撮影する各地域の魅力スポット3箇所（合計9箇所）と同一とし、魅力スポットごとに9本のリール動画を制作する。動画編集においては、文字入れ等を行い、短時間で魅力が伝わる構成とし、視聴者が実際に訪れたいような内容とすること

#### ③出演者

- ・YouTube用動画及びInstagram用動画の出演者は、スポットの紹介、案内、体験、リアクション等を行い、視聴者に魅力をわかりやすく伝える役割を担うものとする。出演者には「北区まちづくりアンバサダー※」を積極的に起用すること。
- ・出演者の起用に当たっては、受託者と岡山市が協議し、各動画の出演者を決定する。北区まちづくりアンバサダーを起用する場合は、出演依頼を岡山市が行う。
- ・出演者のスケジュール調整は受託者が行うこと。北区まちづくりアンバサダーを起用する場合は、岡山市が本人の同意に基づき、連絡先を受託者へ提供する。

※「北区まちづくりアンバサダー」とは、岡山市北区の情報発信やイベントへの協力をボランティアで行っていただいている小中学生や高校生、社会人の方々。（令和8年4月1日時点で10名、1団体）

### （4）仕様

- ①収集（撮影も含む）する素材写真は、縦・横各1枚以上で4メガピクセル以上とすること。
- ②解説文は50～100文字程度とし、タイトル・所在地・スポットの特徴・おすすめポイント等を簡潔に記述すること。
- ③紹介スライドはPowerPoint形式で作成し、閲覧者の目を引くような明るく親しみやすいトーンのデザインとすること。
- ④YouTube用動画についてはMP4形式の4K動画（16:9）とし、音楽（BGM）及び必要なキャプション（タイトル・説明等）を付けたものとする。
- ⑤Instagram用動画についてはMP4形式のフルHD縦型動画（9:16）とし、音楽（BGM）及び必要なキャプション（タイトル・説明等）を付けたものとする。
- ⑥すべて著作権処理済の素材を使用すること。

#### (5) 納期

- ①魅カスポットの素材写真及び紹介スライドについては、令和8年10月～令和9年2月までの期間の各月末までに、10箇所以上（合計50箇所以上）を納品すること。
- ②YouTube用動画については令和8年12月末、令和9年1月末、同2月末までに各1本を納品すること。
- ③Instagram用動画については令和8年12月末、令和9年1月末、同2月末までに各3本を納品すること。
- ④悪天候や出演者の都合により、納期までに納品が困難な場合は、岡山市と協議のうえ納期を調整する。

#### (6) 納品

いずれも市が指定するアップロードリンク先で納品すること。また、すべてのデータをUSBメモリに格納したものを業務完了後に納品すること。

#### (7) その他

- ①次の内容は委託業務に含むものとする。
  - Ⓐ肖像権や著作権についての必要な手続き
  - Ⓑ協力者、撮影地への交渉・許可
  - Ⓒ関係機関及び事業者等との連絡・調整・その他必要な手続き
  - Ⓓ使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担
- ②魅カスポットの最終的な選定は岡山市が決定するものとし、受託者は市の判断に従い必要な修正・再提案を行うこと。なお、当該修正に伴う追加費用は、受託者の提案内容に起因する場合を除き、原則として発生しないものとする。
- ③YouTube用動画及びInstagram用動画の具体的内容については、岡山市と受託者で協議の上決定する。

#### 4-3 その他

本仕様書に記載がない事項について、本業務の効果を高めるための独自提案を企画提案書に記載すること。採否については岡山市と受託者で協議の上決定する。

#### 5. 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施する上で必要な業務については、岡山市との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

#### 6. 協議

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。岡山市が必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

#### 7. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 業務責任者届

(5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

## 8. 知的財産権等

- (1) 第三者ソフト及びフリーソフトの著作権等、この事業を実施するにあたり第三者が権利を有する著作物を利用するときは、受託者は、岡山市が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 本業務で作成した全ての成果物の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。
- (3) 受託者は、本業務委託範囲内で製作した成果物及び制作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、本委託業務完了時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本業務委託において製作した成果物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (5) 受託者は、本業務委託で製作する成果物（広報媒体等）に第三者が権利を保有する素材（映像、音楽、キャラクター、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (7) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も使用許諾を得たうえで譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (8) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 9. 法令・条例等の適用

受託者は、本業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

## 10. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は岡山市に事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

#### 11. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

#### 12. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、岡山市に返還しなければならない。

#### 13. 業務報告書

- (1) 受託者は、本業務終了時まで岡山市に業務報告書（作成した動画の概要【動画のテーマ、動画の長さ、目的】、実施プロセス【企画、台本作成、撮影、編集】の完了確認、魅力スポットの写真・解説文の一覧、納品物一覧）を提出すること。提出する報告書は、すべて日本工業規格A列4版（一部A列3版可）にて作成し、6部提出すること。合わせて、同データをUSBメモリ及び市が指定するアップロードリンク先で納品すること。
- (2) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、岡山市と協議の上報告すること。

#### 14. その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に岡山市と連絡調整を行うこと。また、月に2回程度、進捗会議を開催し、専任担当者を参加させること。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (5) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
- (6) 本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岡山市と受託者とが協議して決めるものとする。